

○沖縄県立看護大学長選考規程

(平成 11 年 12 月 20 日)

[沿革] 平成 14 年 9 月 25 日 改正

平成 19 年 4 月 1 日 改正

平成 22 年 7 月 21 日 改正

平成 30 年 10 月 17 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 3 条及び第 7 条第 1 項の規定に基づき、沖縄県立看護大学長（以下「学長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(学長の選考機関)

第 2 条 学長の選考は、沖縄県立看護大学教授会（以下「教授会」という。）がこの規程により行う。

(選考の時期)

第 3 条 教授会は、次の各号の一に該当する場合に学長候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は、前項第 1 号に該当する場合には任期満了の日の 30 日以前に、同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合には辞任の申し出があったとき又は欠員となったとき速やかに行う。

(学長候補者選考の基準)

第 4 条 学長候補者は、本学の内外を問わず、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、教育行政に関し識見を有する者のうちから選考する。

(選考の方法)

第 5 条 教授会は、学長候補者を選考するため選挙を行う。

(選挙資格者)

第 6 条 選挙資格者は、選挙公示の日に在職する本学の学長、教授、特任教授、准教授及び専任の講師並びに助教とする。ただし、選挙の日において休職中の者は、選挙資格がないものとする。

2 選挙資格者が選挙の日までに離職したときは、選挙資格を失うものとする。

(選挙資格者名簿の登録閲覧等)

第 7 条 前条の選挙資格者は、選挙資格者名簿に登録されなければ投票することはできない。

2 選挙資格者名簿は、選挙の日の 1 週間前から 5 日間閲覧に供するものとする。

(選挙)

第8条 選挙は、第2次投票まで行う。

- 2 選挙は、選挙資格者の3分の2以上の投票がなければ成立しない。
- 3 代理投票は認めないものとする。

(第1次投票)

第9条 第1次投票は、単記無記名の方法によって行い、得票数の上位3人(末位に得票同数の者があるときは、これを加える。)を氏名の五十音順に次の事項を列記して公表し、第2次投票の対象とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日(満年齢)
- (3) 最終学歴
- (4) 略歴

(第2次投票)

第10条 第2次投票は、前条の者について単記無記名の方法で行い、有効投票総数の過半数を得た者を学長候補者選挙の当選者とする。

- 2 前項に該当する者がいないときは、得票上位の者2人(得票同数の者がある場合はこれらの者について投票を行い、その順位を定める。)について決選投票を行い、得票の多い者を学長候補者選挙の当選者とする。

(学長候補者選挙管理委員会)

第11条 教授会は、選挙に関する事務を管理するため学長候補者選挙管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

- 2 管理委員会は、教授、准教授及び講師から選出された5人の選挙資格者をもって組織する。
- 3 管理委員会の委員が第9条の選挙により選出されたときは、これを委員から除き、その欠員を補充する。
- 4 管理委員会の委員長は、委員の互選とする。
- 5 管理委員会の委員長は、管理委員会を招集し、その議長となる。
- 6 管理委員会は、委員の5分の3以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。
- 7 管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 管理委員会の事務は、事務局において処理する。

(学長候補者の決定)

第12条 教授会は、選挙の結果に基づき学長候補者1人を決定し、学長又は代理者に報告する。

(再選考)

第13条 第8条第2項の規定による選挙不成立の場合又は学長候補者が学長就任を

辞退したときは、教授会は、この規程に基づき改めて学長候補者の選考を行う。

- 2 前項の再選考は、それぞれその事実を教授会が確認した日から 20 日以内に行う。

(学長の任期)

第 14 条 学長の任期は、4 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き 6 年を超えてはならない。

(この規程の解釈及び改正)

第 15 条 この規程の解釈及び改正は、教授会がこれを決定する。

- 2 前項の決定には、教授会構成員の 3 分の 2 以上が出席した教授会で、出席者の過半数の同意があることを要する。

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、学長候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 11 年 12 月 20 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程の適用の際、現に学長の職にある者は、この規程に基づいて選考されたものとみなし、その任期は第 14 条の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 14 年 9 月 25 日)

- 1 この規程は、交付の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程の施行の際、現に学長の職にある者は、この規程に基づいて選考されたものとみなし、その任期は第 14 条及び前附則第 2 の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 19 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 7 月 21 日)

- 1 この規程は、平成 22 年 7 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 10 月 17 日)

- 1 この規程は、平成 30 年 10 月 17 日から施行する。